

郡上市交流・移住推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、郡上市交流・移住推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、郡上市内の事業者、地域団体、市民団体、特定非営利活動法人、行政等幅広い主体の参画を得て、交流人口と、移住による定住人口の拡大を図り、もって本市の社会的、経済的活性化を促すことを目的に設置する。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本市への交流及び移住人口の拡大を促すための情報発信に関すること
- (2) 本市への交流・移住希望者のニーズに的確に応える総合相談窓口の設置とその運用に関すること
- (3) 本協議会の事業実施に必要な地域団体、市民団体、事業者等との連携に関すること
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を行うために、事業本部を置く。

(会員)

第4条 協議会は、「別表」に掲げる者で組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 協議会の役員は、第1回協議会の会合において選出する。

2 第1回協議会の会合において選出された役員で、当初の任期終了後の役員を選出にあつては、直近の総会において選出する。

(役員職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職を代行する。
- (3) 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員任期中に欠員が生じた場合は補選するものとし、その任期は前任者の在任期間とする。

(会議)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 正副会長会
- (3) サポート会議

(総会)

第10条 総会は、次のことを協議する。

- (1) 規約の変更、廃止に関する事
- (2) 会長、副会長の選任に関する事
- (3) 協議会の事業計画に関する事
- (4) 協議会の予算、決算に関する事
- (5) その他、協議会が第2条の目的を達成するための基本的事項に関する事

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 議長は、会長があたる。

4 総会は、会員の半数以上の出席により成立する。

(正副会長会)

第11条 正副会長会議は、事業を総括し、方針の決定並びに事業の評価を行う。

2 正副会長会議は、会長及び副会長が構成員となり、座長は会長が務める。

3 正副会長会議には、会長が必要と認めた場合、事業本部及び市長公室企画課も参加することができる。

(サポート会議)

第12条 協議会の事業を実施するにあたり、具体的な事業内容を検討、実施する組織としてサポート会議を置く。

2 設置するサポート会議の実施内容、名称、構成員は会長が指名する。

3 サポート会議には、第4条に定める会員以外であっても、会長が認めるもので、かつ、市内で活動する地域団体、市民団体、特定非営利活動法人、事業所等に属するものであればオブザーバーとして参加することができる。

(会計)

第13条 第3条に掲げる事業に要する経費のうち、会員が合意したものは、活動経費をもって充てることとし、それ以外の活動経費については、会員及びその他の関係する地域団体、市民団体、特定非営利活動法人、事業者等がそれぞれの責任において処理するものとする。

2 活動経費は、会費、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局を事業本部に置く。

2 郡上市役所市長公室企画課は、事務局を補佐する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成20年6月11日から施行する。

(平成21年4月23日 一部改正)

(平成23年5月2日 一部改正)

(平成24年4月24日 一部改正)

別表（第4条関係）

郡上市交流・移住推進協議会 会員

所 属 等
郡上市商工会
郡上市観光連盟
郡上森林組合
郡上地域活性化協議会
岐阜県宅地建物取引業協会中濃支部
郡上八幡・山と川の学校
NPO法人メタセコイアの森の仲間たち
郡上八幡 自然園
NPO法人こうじびら山の家
郡上八幡まちづくり協議会
郡上市農林漁業体験民宿連絡会
財団法人郡上八幡産業振興公社
アースシップ
和良おこし協議会
ビスターリ・マーム
石徹白地区地域づくり協議会